

平成16年2月19日

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

企業会計基準委員会 実務対応報告公開草案第12号

『役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い（案）』への意見

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

1月28日に貴会より公表されました掲題取扱案に対しまして、意見を表明する機会を頂き感謝致します。

当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂き度く、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 検討の経緯 2. (3) 当面の取扱い について

公開草案では「当面の間、個別財務諸表上、未処分利益の減少として会計処理された利益処分による役員賞与は、連結財務諸表においても、確定方式または繰上方式により、利益剰余金を直接減少させるものとして取り扱われる」とあるが、以下の理由により、個別財務諸表にて利益処分したものについても、連結財務諸表上費用処理をすることを認めるべきである。

理由：

- (1). 草案にある当面の取扱いでは連結子会社間の処理が異なる場合に、役員賞与のうち、一部は費用処理され、一部は利益処分となり、連結財務諸表全体として適正な開示とならない。
- (2). 国際的な会計基準との調和の観点から、個別の財務諸表で利益処分されたものでも、連結財務諸表上は一律費用処理をする事が適当と考えられる。

２．商法との関連について

役員賞与を費用計上した場合の株主総会議案は、商法第 283 条の利益処分議案ではなく、商法第 269/279 条の取締役／監査役報酬議案になると思われるが、公開草案に掲載された例示ではその点が明確ではない。

例示は、取締役賞与金と取締役報酬金を同時に給付するケースを想定した例示とすべきである。

３．開示について

本公開草案ではその適用時期について当面の間、従来どおり利益処分による処理を認めている。このような選択性を残すのであれば、選択した会計処理の方法についてその旨及び貸借対照表、損益計算書に与える影響額を注記する必要があると考えるが、開示についての留意事項等の記載が本草案には見受けられないため、何らかの開示に関する指示記載をするのが望ましいと考える。

４．費用計上のタイミングについて

役員賞与を連結業績連動型にしている企業では、連結計算書類が確定するまでは計算書類が確定できないことが想定される。商法上は、計算書類の作成が 8 週間前まで、連結計算書類は総会の 6 週間前までとなっている関係もある等、計算書類の作成タイミングに支障が生じる恐れがある。従い、発生時のみでなく、確定時に費用として会計処理することも容認すべきである。

５．『当面の取扱い』について

本公開草案では「現段階で確認できる範囲の結論を当面の取扱いとして公表することとした。」とあり、「今後、引き続き、役員賞与の会計処理を検討する予定であるため、今回公表する本実務対応報告については再検討する場合があり得る。」と記載されている。これについて何か背景があるのであれば、論点を明らかにしていただきたい。また、実務対応報告の確定版においては今後の方向性と時期的な目処を明確にしていきたい。

以 上